第九十六条の見出しを「（領置目録等の記載事項）」に改め、同条中「領置目録又は差押目録」を「領置目録等の作成等」に、「又は差押目録には」を「、差押目録又は記録命令付差押目録には」に、「又は差押を」を「、差押え又は記録命令付差押えを」に改め、「所持者の」の下に「氏名及び」を加え、「及び氏名」を削り、同条を第九十七条とする。

第九十五条の次に次の一条を加える。

（臨検等に係る許可状請求書の記載事項）

第九十六条　法第百二十一条第四項（臨検、捜索又は差押え等）に規定する許可状（以下この条において「許可状」という。）の請求は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一　犯則嫌疑者の氏名（法人については、名称）

二　罪名及び犯則事実の要旨

三　臨検すべき物件若しくは場所、捜索すべき身体、物件若しくは場所、差し押さえるべき物件又は記録させ、若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ、若しくは印刷させるべき者

四　請求者の官職氏名

五　許可状が七日を超える有効期間を必要とするときは、その旨及び事由

六　法第百二十一条第二項の場合においては、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲

七　日没から日出までの間に臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えをする必要があるときは、その旨及び事由

2　参考人の身体、物件又は住居その他の場所の捜索のための許可状を請求する場合においては、差し押さえるべき物件の存在を認めるに足りる状況があることを認めるべき資料を提供しなければならない。

3　郵便物、信書便物（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第三項（定義）に規定する信書便物をいう。）又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するもの（犯則嫌疑者から発し、又は犯則嫌疑者に対して発したものを除く。）の差押えのための許可状を請求する場合においては、その物件が犯則事件に関係があると認めるに足りる状況があることを認めるべき資料を提供しなければならない。

第九十八条の見出しを「（領置物件等の処置）」に改め、同条中「差押物件を」を「差押物件（次項及び第百三条において「領置物件等」という。）を」に改め、「（領置物件又は差押物件の処置）」を削り、「随意契約による売却」を「公売又は売却等」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

税関職員は、法第百三十三条第一項（領置物件等の処置）の規定により領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件をその所有者その他税関職員が適当と認める者に保管させたときは、その旨を領置、差押え又は記録命令付差押えの際における当該物件の所持者に通知しなければならない。

第九十八条に次の一項を加える。

3　税関長は、法第百三十三条第二項の規定により代金を保管し、又は同条第三項において準用する法第八十四条第五項の規定により廃棄したときは、当該保管又は廃棄に係る領置物件等の知れている所有者、所持者その他の利害関係者にその旨を通知するものとし、その廃棄をした場合において、これらの者が知れていないときは、第七十九条の規定に準じ公告しなければならない。

第九十九条及び第百条を次のように改める。

（還付の公告）

第九十九条　法第百三十四条第二項（領置物件等の還付等）の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

一　法第百三十四条第二項に規定する領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件（以下この条において「還付物件」という。）を還付することができない旨

二　還付物件の品名及び数量

三　領置、差押え又は記録命令付差押えの年月日及び場所

四　還付物件の所持者の氏名及び住所又は居所

五　公告の日から六月を経過しても還付の請求がないときは、還付物件は、国庫に帰属する旨

（鑑定に係る許可状請求書の記載事項）

第百条　法第百三十六条第四項（鑑定等の嘱託）に規定する許可状（第六号において「許可状」という。）の請求は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一　犯則嫌疑者の氏名（法人については、名称）

二　罪名及び犯則事実の要旨

三　破壊すべき物件

四　鑑定人の氏名及び職業

五　請求者の官職氏名

六　許可状が七日を超える有効期間を必要とするときは、その旨及び事由

第百二条を削る。

第百三条の見出しを「（書類の作成要領）」に改め、同条第一項中「ついての」を「関する」に、「第二項（臨検、捜索又は差押え」を「第三項（臨検、捜索又は差押え等」に、「郵便物等の」を「通信事務を取り扱う者に対する」に、「第百三十二条の二第四項（鑑定」を「第百三十六条第四項（鑑定等」に改め、同条第二項中「ついての」を「関する」に改め、同条を第百四条とする。

第百一条の見出しを「（通告の方法等）」に改め、同条第一項中「第百三十八条第一項（税関長の通告処分」を「第百四十六条第一項（税関長の通告処分等」に改め、「による通告」の下に「（以下この項及び次項において「通告」という。）」を加え、「（平成十四年法律第九十九号）」を削り、「の提供する」を「による」に、「通告書」を「法第百四十六条第一項に規定する書面」に、「しなければならない」を「行う」に改め、同条第二項中「通告書」を「書面」に、「第百三十八条第一項」を「第百四十六条第一項」に、「事項の外」を「理由及び納付すべき旨のほか」に改め、「者の」の下に「氏名（法人については、名称）及び」を加え、「及び氏名又は名称」を削り、同条に次の二項を加える。

3　法第百四十六条第一項及び前二項の規定は、同条第三項の規定による更正を行う場合について準用する。この場合において、前項中「場所」とあるのは、「場所並びに同条第三項の規定による更正の内容及び理由」と読み替えるものとする。

4　法第百四十六条第一項に規定する没収に該当する物件が、税関職員又は税関職員が適当と認めて保管させた者の保管しているものである場合においては、同項の規定による納付は、当該物件を納付する旨の申出書の提出をもつて足りる。

第百一条を第百二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（犯則の心証を得ない場合の保管した金銭の還付）

第百三条　税関長は、法第百四十九条（犯則の心証を得ない場合の通知等）の規定により犯則の心証を得ない旨を犯則嫌疑者に通知する場合において、法第百三十三条第二項（領置物件等の処置）の規定により保管した金銭があるときは、これを領置又は差押えの際における領置物件等の所持者に還付しなければならない。

第百条の次に次の一条を加える。

（調書の記載事項）

第百一条　法第百四十一条各項（調書の作成）に規定する調書には、質問、検査、領置、臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えの事実、日時及び場所並びに質問の調書にあつては答弁の要領及び同条第一項の申立てに係る陳述を記載しなければならない。